

「ぐんケンくん」の利用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人群馬県建設業協会（以下「協会」という）のマスコットキャラクター「ぐんケンくん」（以下「ぐんケンくん」という）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「ぐんケンくん」とは、名前（愛称）、ロゴ並びに別紙に掲げるイラスト及びこれを展開したものとする。

2 この要領において「学校等」とは、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校をいう。

(利用申請)

第3条 「ぐんケンくん」を利用しようとする者は、「ぐんケンくん」利用申請書（別記様式第1号）を協会会長（以下「会長」という）に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 協会会員が、協会活動及び建設事業で使用する場合
- (2) 群馬県内の学校等が、教育の目的で使用する場合
- (3) 官庁が、所管する行政推進の目的で使用する場合
- (4) 報道機関が、報道の目的で使用する場合

2 利用申請書には次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 企業、団体等の場合は概要書
- (2) 企業、団体等の場合は役員名簿（氏名、ふりがな、性別、生年月日、住所）
- (3) 利用する物件の見本（見本、レイアウト、原稿等）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(資格要件)

第4条 前条に基づく利用申請をしようとする者は、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(利用許諾の制限)

第5条 会長は、第3条の利用申請があった場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を許諾する。ただし、「ぐんケンくん」のデザインの統一のため、申請された見本、デザインの修正を求めることがある。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 協会の信用または品位を害するものと認められる場合
- (3) 「ぐんケンくん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、もしくは支援または公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 「ぐんケンくん」を利用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) 暴力団員等であることが判明した場合
- (7) その他承認することが不相当であると会長が認めた場合

2 前項各号の判断について疑義がある場合は、協会常任理事会に諮るものとする。

ただし、第6号の判断について疑義がある場合は、警察本部長に意見聴取するものとする。

(利用許諾)

第6条 会長は、利用申請書を受付けてから、2週間以内に利用許諾か否かを通知しなければならない。ただし、前条第2項の規定により、協会常任理事会に諮る場合及び警察本部長に意見聴取する場合はこの限りではない。

2 会長は、利用許諾をする場合は、利用許諾書（別記様式第3号）を申請者へ通知するものとする。

3 会長は、利用を許諾しない場合は、不許諾通知書（別記様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

(利用料)

第7条 「ぐんケンくん」の利用は、有料とし、新規、更新申請ごとに別表で定める利用料を納付しなければならない。ただし、会長が不要と認める場合は、この限りではない。

(利用上の遵守事項)

第8条 「ぐんケンくん」を利用する者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。

(2) 形状等を正しく使用すること。

(3) 原則として、マスコットに近接して『(一社)群馬県建設業協会のマスコット「ぐんケンくん」』を表記すること。

(4) 利用許諾を受けた物件には、原則として許諾番号(〇〇-〇〇)をその物件に明示すること。

(5) 「ぐんケンくん」を展開または応用利用したデザインであってもその著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、協会に帰属する。

(利用期間)

第9条 利用期間は最長で申請した年度の末日までとする。ただし、1月1日から3月31日までに新規申請があった場合には、翌年度の末日までとする。

2 利用期間満了後、引き続き利用する場合には、ぐんケンくん利用申請書(別記様式第1号)により更新申請を行い、利用許諾を受けなければならない。ただし、その場合の利用期間は2年以内とする。

(許諾内容の変更等)

第10条 利用者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ利用許諾変更申請書(別記様式第2号)を会長に提出し、会長の許諾を受けなければならない。

2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書(別記様式第4号)を交付する。

(許諾の取り消し等)

第11条 会長は、「ぐんケンくん」の利用がこの要領または許諾内容に違反していると認められる場合には、当該利用許諾を取り消すことができる。

2 前項の許諾の取り消しは、許諾取消通知書(別記様式第6号)により通知する。

3 本条第1項の規定により利用許諾が取り消されたときは、会長は、その損失の補償の責めを負わない。

4 会長は、利用者に「ぐんケンくん」の利用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

(商品等の提出)

第12条 利用許諾を受けた者は、その利用に係る商品等の完成後30日以内に、実物または写真等を会長に提出しなければならない。

(責任の制限)

第13条 利用者が、「ぐんケンくん」の利用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、会長は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

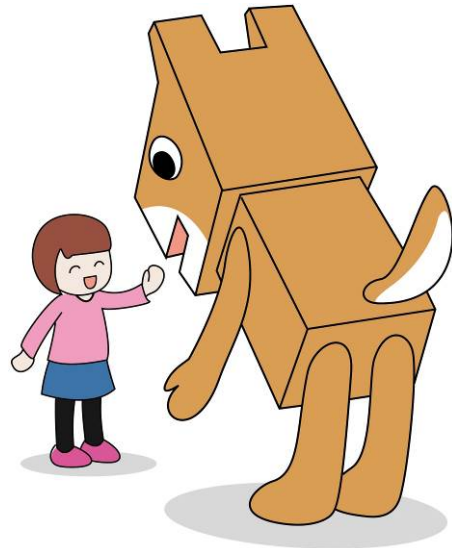
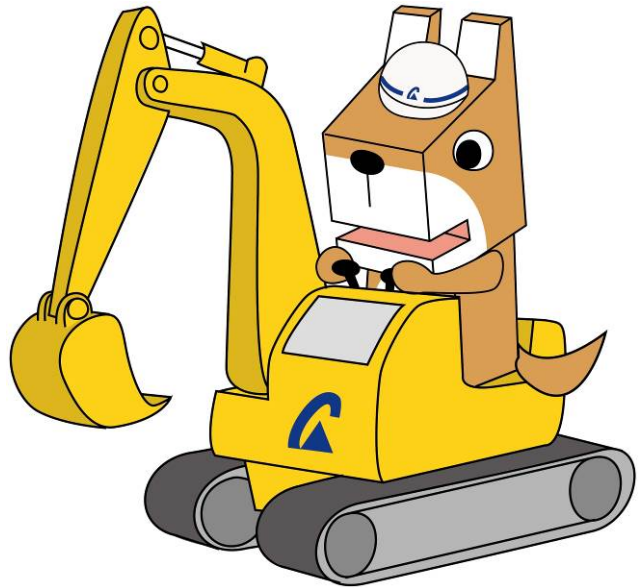
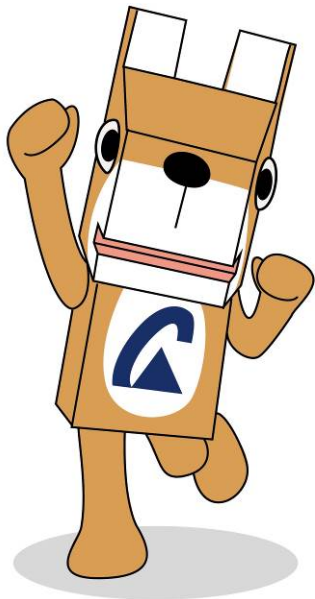
第14条 この要領に定めるもののほか、「ぐんケンくん」の利用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年7月1日から施行する。

別紙（第2条第1項関係）

1 キャラクター



2 名前 ぐんケンくん

3 ロゴ

ぐんケンくん

別表（第7条関係）

キャラクター	5,000円
名前	5,000円
ロゴ	5,000円
キャラクター・名前・ロゴ	10,000円

年 月 日

一般社団法人群馬県建設業協会会長 様

申請者 住所又は所在地：
法人/団体名：
役職名：
代表者名： ⑩
生年月日（個人の場合）：

「ぐんケンくん」利用申請書（新規・更新）

「ぐんケンくん」の利用に関する取扱要領を了承の上、下記の通り、「ぐんケンくん」を利用したいので利用承諾して下さい。

記

- 1 利用対象物件名（更新の場合は、許諾番号も記載のこと）
- 2 利用の趣旨・目的及び利用方法
- 3 利用期間 年 月 日～ 年 月 日
※新規の場合は、最長で申請年度の末日まで。但し、1月1日～3月31日に新規申請する場合には翌年度の末日までとする。更新の場合は、最長で2年間とする。
- 4 小売単価（売渡単価・税別）：
- 5 小売数量（売渡数量）：
- 6 添付書類
 - (1) 企業、団体等の場合は、概要書
 - (2) 企業、団体等の場合は、役員名簿（氏名、ふりがな、性別、生年月日、住所）
 - (3) 利用する物件の見本（見本、レイアウト、原稿等）
 - (4) その他参考になるもの
- 7 次の内容を確認の上、□にレを記入して誓約をお願いします。
 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。
※協会では、事業から申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。なお、この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事業から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

担当者職・氏名：

連絡先 電話番号：

FAX 番号：

別記様式第2号（第10条第1項関係）

年 月 日

一般社団法人群馬県建設業協会会長 様

申請者 住所又は所在地：
法人/団体名：
役職名：
代表者名： ⑩
生年月日(個人の場合)：

「ぐんケンくん」利用許諾変更申請書

年 月 日付 許諾番号第 ー 号で許諾を受けた内容について、下記の通り変更したいので、申請します。

記

利用対象物件名：

項目	変更前	変更後
利用の趣旨・目的 及び利用方法		
利用期間		
小売単価		
小売数量		
その他		

年 月 日

（申請者） 様

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 （ 氏 名 ） ⑩

「ぐんケンくん」利用許諾書

年 月 日付けで申請のありました「ぐんケンくん」の利用については、下記の通り許諾します。

記

1 許諾番号

許諾第 ー 号

※利用許諾を受けた物件には、原則として『(一社)群馬県建設業協会のマスコット「ぐんケンくん」』の名称及び許諾番号(〇〇—〇〇)を明示して下さい。

2 利用対象物件

3 利用期間 年 月 日～ 年 月 日

4 利用条件

利用に関しては『「ぐんケンくん」の利用に関する取扱要領』の内容を順守すること。

年 月 日

（申請者） 様

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 （ 氏 名 ） ⑩

「ぐんケンくん」利用変更許諾書

年 月 日付けで申請のありました「ぐんケンくん」の利用変更については、
下記の通り許諾します。

記

1 許諾番号

許諾第 ー 号

※利用許諾を受けた物件には、原則として『(一社)群馬県建設業協会のマスコット「ぐんケンくん」』の名称及び許諾番号(〇〇—〇〇)を明示して下さい。

2 利用対象物件

3 変更内容

4 利用条件

利用に関しては『「ぐんケンくん」の利用に関する取扱要領』の内容を順守すること。

別記様式第5号（第6条第3項関係）

年 月 日

（申請者） 様

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 （ 氏 名 ） ⑩

「ぐんケンくん」利用不許諾通知書

年 月 日付けで申請のありました「ぐんケンくん」の利用については、下記の理由により利用許諾できませんので通知します。

記

別記様式第6号（第11条第2項関係）

年 月 日

（申請者） 様

一般社団法人群馬県建設業協会
会長（氏名） ⑩

「ぐんケンくん」許諾取消通知書

年 月 日付け許諾番号第 一 号で許諾した「ぐんケンくん」の利用許諾については、下記の理由により取消します。

記

- 1 利用対象物件
- 2 取消の理由